

「ASNITE 校正 認定の一般要求事項」及び「ASNITE-NMI 認定の一般要求事項」の改正に係る意見及び回答について

	意見内容及びその理由	回 答
1	<p>ASNITE-NMI の場合、対象となる顧客は認定事業者と想定されるので、顧客からの支援要員の技能は既に認定審査等で確認されており問題ないと考えます。しかし、ASNITE 校正の場合、付属書 4 の 3.7.1 項にあるように支援要員の技能を十分に担保するためには教育の実施等が必要となり、経済的なメリットが出てこない。ASNITE 校正で遠隔校正を組み入れるのは時期尚早ではないか。</p>	<p>遠隔校正の中には、装置の操作やデータ収録、伝送等の自動制御が進み、支援要員が高度な訓練を要しないものもあり、多数の校正が同時期に行うことができるケースでは、経済的に大きなメリットがあると考えられる。</p> <p>また、支援要員に熟練した技能が必要な場合であっても、支援要員に対する資格認定の方法として、校正機関が 1 対 1 で技能を確認する方法、製造業者又は第三者が行う外部研修プログラム等の活用が考えられる。費用負担が発生してでも遠隔校正を希望する事業者への門戸を ASNITE-NMI だけではなく ASNITE 校正においても開放することとしたものであり、引き続き事業者のニーズを捉えた改善に努めたい。</p>
2	<p>遠隔校正を ASNITE に組み入れる場合、一般要求事項の 1.目的の備考 1 にある「ASNITE 校正は、JCSS を補完することを目的とした認定プログラムである。したがって、ASNITE 校正の認定は、参照標準のトレーサビリティを JCSS 以外に確保している場合に適用する。」の記述に該当しないことがある。</p> <p>例えば、三次元測定器の場合、参照標準は JCSS からトレーサビリティを確保することが容易であり、「JCSS 以外に確保」に当たらない。したがって備考に遠隔校正の場合を追加する必要がある。ASNITE-NMI、ASNITE 校正ともに同じ。</p>	<p>JCSS から参照標準のトレーサビリティを確保した場合における遠隔校正への対応については、計量法及び ILAC 等の国際動向を勘案した上で、JCSS においても遠隔校正を組み入れ、JCSS 登録の一般要求事項に追記する方向で検討している。</p>